

お客様各位

平成26年11月吉日  
平良修税理士事務所  
所長 平 良 修

## 最近の事例（子息等への役員報酬支給・預金調査）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
最近におきまして以下の事例がありましたのでご紹介します。

### ご子息等への役員報酬の支給

勤務実態と合わない役員への役員報酬の支払いは、税務調査の際問題になりがちです。  
例えば元代表者、現会長、配偶者、息子又は娘を役員登記し役員報酬を支払う場合です。

元代表者の場合は、役員退職金を受給し退職した後も会社に対し影響力を及ぼしている時は、退職金の問題やその後の役員報酬の妥当性が問題になります。

配偶者や子息、娘の場合は、会社に出勤し勤務しているかが問われることがあります。  
勤務実態があり、役員報酬の額が相当の金額であれば問題ないのですが、不相当に高額であったり、学生であったり、他に働きに出ている場合などは、その役員報酬が認められるかどうか問題が発生します。

特殊な役員報酬の設定の際は、必ず当事務所の各担当までご相談下さい。

### 事前の預金調査

税務署が調査に入る場合は、法人や個人を問わず事前に本人や関係者の通帳の入出金を下調べしてから調査の現場に望むのがほとんどのようです。最近の調査において個人の通帳に多額のまとまった出金があり、「出金理由は何ですか？」と問われたのですが、既に調査官は、本人個人の通帳と支払いした先の通帳の複写を手に入れていました。税務調査にあたっては税務署は権限により銀行預金の通帳等の複写を入手することができるようです。従って特に多額の出金については、あとであらぬ疑いをもたれないようにその都度通帳にメモして贈与税に該当するときは贈与税の申告を忘れないことです。

### 保険の経理処理について

多額の利益が出たため税金対策として生命保険の契約を締結したのですが、内容をよく調べると一部は経費には入らない契約内容であった。ということはよくあることです。

法人で生命保険に加入することを考えるときは、今後の税務、会計、資金繰り、経営を左右しますので必ず当事務所(大同生命代理店)にご相談下さい。

詳しい内容は各監査担当者までよろしく申し上げます。

敬 具